

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

告 示

| | |
|---|----|
| ○特定調達契約に係る落札者等の公示…………… (危機対策課) | 52 |
| ○道営土地改良事業変更計画の決定…………… (農業施設管理課) | 52 |
| ○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定…………… (治山課) | 52 |
| ○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更…………… (治山課) | 53 |
| ○道路の区域の変更及び供用の開始…………… (維持管理防災課) | 54 |
| ○土砂災害警戒区域の指定…………… (維持管理防災課) | 54 |
| ○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (維持管理防災課) | 54 |
| ○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正…………… (調達課) | 55 |

総合振興局告示及び振興局告示

| | |
|----------------------------|----|
| ○特定調達契約に係る入札の公告 (3件) …………… | 55 |
| 道教育庁教育局告示 | |
| ○特定調達契約に係る入札の公告…………… | 59 |

告 示

北海道告示第386号

次のとおり随意契約の相手方を決定した
平成27年5月22日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 随意契約に係る役務の名称及び数量
防災情報システム保守委託業務 一式
- 2 随意契約の相手方を決定した日
平成27年3月31日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏名 日本電気株式会社
(2) 住所 東京都港区芝五丁目7番1号
- 4 随意契約に係る契約金額
45,898,380円

5 契約の相手方を決定した手続

随意契約

6 随意契約によった理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道総務部危機対策局危機対策課
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第387号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成27年5月26日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成27年5月22日

北海道知事 高橋 はるみ

| 地区名 | 事業の種類 | 縦覧場所 |
|---------|-------------------------------------|------------|
| 倶知安中央第2 | 農業用排水施設、区画整理、客土、暗渠排水 | 北海道後志総合振興局 |
| 音更西高台 | 農業用排水施設、客土、暗渠排水、区画整理、除穢 | 北海道十勝総合振興局 |
| 東台2 | 区画整理 | 同 |
| 幕別 | 畜産担い手育成総合整備【担い手支援型】（区画整理、暗渠排水、農地保全） | 同 |

北海道告示第388号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成27年5月22日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所
幌泉郡えりも町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 岩見沢市・天塩郡幌延町（以上1市1町について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 風害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係総合振興局及び振興局の産業振興部林務課並びに岩見沢市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第389号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成27年5月22日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 石狩市・様似郡様似町（以上1市1町について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 石狩市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 石狩郡当別町・厚岸郡浜中町（以上2町について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 風害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

4(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 厚岸郡浜中町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 霧害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

5(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 石狩市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係総合振興局及び振興局の産業振興部林務課並びに石狩市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第390号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成27年5月22日

北海道知事 高橋 はるみ

1 道路の種類 道道

2 道路の路線名、縦覧場所及び区域

| 路線名及び縦覧場所 | 区 | 間 | 変更前後の別 | 敷地の幅員 | 延長 | 国道等との重複区間 |
|---------------------------------|-------------------------------------|---|--------|----------------------|---------|-----------|
| 西風連士別線 北海道上川総合振興局 旭川建設管理部 | 士別市多寄町3966番1地先から 同市多寄町3966番1地先まで | | 前 | 17.40mから 77.02mまで | 152.00m | — |
| | | | 後 | 17.40mから 90.42mまで | 152.00m | — |
| 八千代帯広線 北海道十勝総合振興局 帯広建設管理部 | 帯広市南町南6線26番71地先から 同市緑ヶ丘9丁目3番地先まで | | 前 | 20.69mから 36.49mまで | 111.90m | — |
| | | | 後 | 20.69mから 39.32mまで | 111.90m | — |

北海道告示第391号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成27年5月22日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
焼別右の川（Ⅰ-35-1370）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
幌泉郡えりも町字東洋（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
上磯茂辺地2（Ⅱ-2-131-914）

- (2) 土砂災害警戒区域の表示
北斗市茂辺地、茂辺地4丁目（次の図のとおり）

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- 3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
トドメキ川（Ⅰ-21-0040）

- (2) 土砂災害警戒区域の表示
北斗市茂辺地（次の図のとおり）

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

- 4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
荒木の沢川（Ⅱ-21-0050）

- (2) 土砂災害警戒区域の表示
北斗市茂辺地（次の図のとおり）

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

（「次の図」は省略し、その図面を関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第392号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成27年5月22日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
焼別川東沢1（Ⅰ-35-1360）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
幌泉郡えりも町字東洋（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
上磯茂辺地4丁目2（Ⅰ-2-209-1247）

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
北斗市茂辺地、茂辺地4丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
上磯茂辺地3（Ⅰ-2-210-1248）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
北斗市茂辺地、茂辺地1丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
上磯茂辺地4丁目1（Ⅱ-2-132-915）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
北斗市茂辺地、茂辺地4丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
上磯茂辺地4丁目3（Ⅱ-2-133-916）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
北斗市茂辺地、茂辺地4丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
上磯茂辺地4（Ⅱ-2-134-917）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
北斗市茂辺地（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊
 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第393号

昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定）の一部を次のように改正し、平成27年6月1日から施行する。

平成27年5月22日

北海道知事 高橋 はるみ

2 売りさばき人の項月形町農業協同組合の事項を削る。

総合振興局告示及び振興局告示

北海道空知総合振興局告示第9号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
 なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成27年5月22日

北海道空知総合振興局長 山根 康徳

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
 - ア ロータリ除雪車（1.5m／800t級） 3台
（交換契約によりロータリ除雪車（1.5m／800t）1台を契約の相手方に供し、ロータリ除雪車3台を当該契約の相手方から調達する。）
 - イ 除雪トラック（10t級6×6専用型） 1台
 - ウ 凍結防止剤散布車（湿式2.5m） 1台
アからウまでについては、それぞれの入札とする。
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 納入期限
 - ア 平成28年3月23日
 - イ 平成27年12月22日
 - ウ 平成28年3月23日
- (4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成25年北海道告示第3号、平成26年北海道告示第11号又は平成27年北海道告示第6号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達物品に係る技術及び設備を有していることを証明した者であること。
- (5) 当該調達物品又はこれと同等の類似品に係る相当数の納入（製造）実績等があることを証明した者であること。
- (6) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (7) 納入地区において、当該調達物品を納入後、10年間以上の部品の供給が可能であること及び速やかに部品調達ができることを証明した者であること。
- (8) この入札に参加を希望する者が、商法（明治32年法律第48号）第27条又は会社法（平成17年法律第86号）第16条の代理商の場合は、代理商契約を証明する書類を添付した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)から(8)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成27年5月22日（金）から同年6月23日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 064-0811 札幌市中央区南11条西16丁目
北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区南11条西16丁目 北海道空知総合振興局札幌建設管理部3階第1会議室（送付による場合は、郵便番号 064-0811 札幌市中央区南11条西16丁目 北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課）

札幌建設管理部建設行政室建設行政課

- (2) 入札日時 平成27年7月8日（水）午前10時（送付による場合は、必着）

- (3) 開札場所 (1)に同じ。

- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結するものが契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。

- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量150グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、電子メール送信による交付を希望する場合は、契約に関する事務を担当する組織に電子メール（アドレス：satsudoboku.somu1@pref.hokkaido.lg.jp）で申し込むこと。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(6)から(8)まで、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課

- (2) 所在地 郵便番号 064-0811 札幌市中央区南11条西16丁目

- (3) 電話番号 011-561-0384

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

- a Rotary Snow Remover (length 1.5 meters / 800 tons class) Quantity 3
 - b Snow Removing Truck (10 tons class, 6×6) Quantity 1
 - c Truck Mounted Spreader (Wet spreading tipe / 2.5 cubic meters) Quantity 1
- B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., July 8, 2015
(If mailed, bids must arrive no later than the same time)
- C Contact : Constructional Administration Division, Office of Constructional Administration Sapporo Department of Public Works Management, Sorachi General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Minami 11-jo Nisi 16-chome, Chuo-ku, Sapporo 064-0811 Japan
Phone : 011-561-0384

北海道宗谷総合振興局告示第1号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成27年5月22日

北海道宗谷総合振興局長 小野寺 勝 広

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア ロータリ除雪車 (2.2m・2,300 t / h 級) 1 台
(交換契約によりロータリ除雪車 (250P S 級) 1 台を契約の相手方に供し、ロータリ除雪車 (2.2m・2,300 t / 級) 1 台を当該契約の相手方から調達する。)

イ 除雪トラック (10 t 級) 1 台

ウ ロータリ除雪車 (2.2m・2,300 t / h 級) 1 台

エ ロータリ除雪車 (2.2m・2,300 t / h 級) 1 台

アからエについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納 入 期 日 平成28年3月10日

(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成25年北海道告示第3号、平成26年北海道告示第11号又は平成27年北海道告示第6号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていない

いこと。

(4) 当該調達物品に係る技術及び設備を有していることを証明した者であること。

(5) 当該調達物品又はこれと同等の類似品に係る相当数の納入（製造）実績があることを証明した者であること。

(6) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンス体制が整備されていることを証明した者であること。

(7) 納入地区において当該調達物品納入後、10年間以上の部品の供給が可能であり、速やかに部品調達ができることを証明した者であること。

(8) この競争入札に参加を希望する者が、商法（明治32年法律第48号）第27条又は会社法（平成17年法律第86号）第16条の代理商の場合は、代理商契約を証明する書類を添付した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)から(8)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成27年5月22日から同年6月22日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 097-8558 稚内市末広4丁目2番27号
北海道宗谷総合振興局稚内建設管理部建設行政室建設行政課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道宗谷総合振興局稚内建設管理部建設行政室建設行政課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 稚内市末広4丁目2番27号 北海道宗谷合同庁舎4階入札室
(送付による場合は、郵便番号 097-8558 稚内市末広4丁目2番27号 北海道宗谷総合振興局稚内建設管理部建設行政室建設行政課)

(2) 入 札 日 時 平成27年7月2日 午後1時30分（送付による場合は、同月1日 午後5時30分までに必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 4に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量150グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道宗谷総合振興局のホームページ（<http://www.souya.pref.hokkaido.lg.jp>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(6)、(7)、(10)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道宗谷総合振興局稚内建設管理部建設行政室建設行政課
- (2) 所 在 地 郵便番号 097-8558 稚内市末広4丁目2番27号
- (3) 電 話 番 号 0162-33-3711

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

- a Rotary Snow Remover (length 2.2 meters/2,300 tons class) Quantity 1
- b Snow Removing Truck (10 tons class) Quantity 1
- c Rotary Snow Remover (length 2.2 meters/2,300 tons class) Quantity 1
- d Rotary Snow Remover (length 2.2 meters/2,300 tons class) Quantity 1

B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., July 2, 2015

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 30 P.M., July 1, 2015)

C Contact : Constructional Administration Division, Office of Constructinal Administration, Wakkanai Department of Public Works Management, Souya General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Suehiro 4-Chome 2-27, Wakkanai, Hokkaido 097-8558 Japan

Phone : 0162-33-3711

北海道釧路総合振興局告示第4号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成27年5月22日

北海道釧路総合振興局長 土 栄 正 人

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
除雪トラック（10t級6×6専用型） 4台
（交換契約により除雪トラック1台（10t級6×6専用型）を契約の相手方に供し、除雪トラック4台を当該契約の相手方から調達する。）
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納 入 期 限 平成28年1月29日
- (4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成25年北海道告示第3号、平成26年北海道告示第11号及び平成27年北海道告示第6号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達物品に係る技術及び設備を有していることを証明した者であること。
- (5) 当該調達物品又はこれと同等の類似品に係る相当数の納入（製造）実績等があることを証明した者であること。
- (6) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (7) 納入地区において、当該調達物品を納入後10年間以上の部品の供給が可能であること及び速やかに部品調達ができることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)から(7)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

- ア 申請の時期 平成27年5月22日(金)から同年6月17日(水)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで
- イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 085-0006 釧路市双葉町6番10号
北海道釧路総合振興局釧路建設管理部建設行政室建設行政課
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道釧路総合振興局釧路建設管理部建設行政室建設行政課
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 釧路市双葉町6番10号 北海道釧路総合振興局釧路建設管理部3階大会議室(送付による場合は、郵便番号 085-0006 釧路市双葉町6番10号 北海道釧路総合振興局釧路建設管理部建設行政室建設行政課)
- (2) 入札日時 平成27年7月3日 午後1時30分(送付による場合は、同月2日 午後5時30分必着)
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
入札保証金は免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(宛先を明記したもの)及び重量500グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
また、北海道釧路総合振興局釧路建設管理部のホームページ(<http://www.kushiro.pref.hokkaido.lg.jp/kk/kkk/index.htm>)においてダウンロードすることができる。
- 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。
- 9 落札者と契約の締結を行わない場合

- 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約を行わない。
- 10 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(6)、(7)、(10)及び(13)から(15)までによるほか、次による。
契約に関する事務を担当する組織
- (1) 名称 北海道釧路総合振興局釧路建設管理部建設行政室建設行政課
- (2) 所在地 郵便番号 085-0006 釧路市双葉町6番10号
- (3) 電話番号 0154-23-6114
- 11 Summary
- A Nature and quantity of the products to be procured : Snow-removal trucks (10-ton class [6×6]) Quantity 4
- B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., July 3, 2015
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 30 P.M., July 2, 2015)
- C Bidding place and contact : Constructional Administration Division, Office of Constructional Administration, Kushiro Department of Public Works Management, Kushiro General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Futaba-cho 10-6, Kushiro, Hokkaido 085-0006 Japan
Phone : 0154-23-6114

道教育庁教育局告示

北海道教育庁オホーツク教育局告示第18号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける。

平成27年5月22日

北海道教育庁オホーツク教育局長 田中宣行

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称(1リットル当たりの単価)及び調達予定数量

| | | |
|---|---------------------|-------------|
| ア | A重油(網走養護学校) | 170,666リットル |
| イ | A重油(紋別養護学校ひまわり学園分校) | 37,666リットル |
| ウ | A重油(紋別養護学校) | 98,733リットル |
| エ | A重油(紋別高等養護学校) | 168,333リットル |

(2) 調達をする物品等の仕様等 J I S規格1種2号

(3) 契約期間 契約締結の日から平成28年5月31日まで

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成25年北海道告示第3号、平成26年北海道告示第11号又は平成27年北海道告示第6号に規定する物品の購入の資格（暖房燃料）を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項に定める石油販売業の届出のうち、重油について届出をしていること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成27年5月22日から同年6月12日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 093-8619 網走市北7条西3丁目
北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク合同庁舎3階2号会議室（送付による場合は、郵便番号 093-8619 網走市北7条西3丁目 北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室）

(2) 入札日時

ア 1の(1)ア及びイ 平成27年7月2日（木）午前10時

イ 1の(1)ウ及びエ 同日（木）午前11時
（送付による場合は、いずれも同月1日（水）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

(1) 名称及び数量 A重油 911,504リットル

(2) 予定時期 平成27年9月頃（入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。）

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

また、北海道教育庁オホーツク教育局ホームページ（<http://www.dokyo.pref.hokkaido.lg.jp/hk/okh/kokuji.htm>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(10)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室

(2) 所在地 郵便番号 093-8619 網走市北7条西3丁目

(3) 電話番号 0152-41-0785

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

a Fuel oil A (JIS class1, No.2) 170,666 liter

b Fuel oil A (JIS class1, No.2) 37,666 liter

c Fuel oil A (JIS class1, No.2) 98,733 liter

d Fuel oil A (JIS class1, No.2) 168,333 liter

B Bid tendering date and time :

a, b : 10 : 00 A.M., July 2, 2015

c, d : 11 : 00 A.M., July 2, 2015

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., July 1, 2015)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Okhotsk District
Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kita 7-jo Nishi 3-chome,
Abashiri, Hokkaido 093-8619 Japan
Phone : 0152-41-0785
